

○つくばみらい市低入札価格調査制度実施要綱

平成25年3月29日

告示第55号

改正 平成26年3月18日告示第39号

平成28年4月28日告示第89号

平成29年8月23日告示第152号

令和元年9月12日告示第188号

令和4年3月17日告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)

第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定する制度(以下「低入札価格調査制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査制度の適用)

第2条 この告示による低入札価格調査制度は、つくばみらい市一般競争入札実施要綱(平成18年つくばみらい市告示第8号)により実施される建設工事及びつくばみらい市建設工事総合評価落札方式試行要綱(平成25年つくばみらい市告示第54号)により実施される建設工事について適用する。ただし、当該建設工事に係る契約の履行に関し特にその必要がないと認められる場合は、この告示の規定を適用しないことができる。

(調査基準価格の設定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める場合には、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額から予定価格の10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で適宜の額を定めることができる。

(平26告示39・平28告示89・平29告示152・令元告示188・令4

告示 35・一部改正)

(入札者への周知)

第4条 市長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札者に対し入札の公告又は指名通知書により次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度の適用工事であること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、入札後の事情聴取、資料の提出等に協力しなければならないこと。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合は、入札者に対して、落札者の決定を保留すること及び低入札価格調査を実施することを宣言し、落札者については後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査等の実施)

第6条 市長は、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたことにより落札者の決定を保留したときは、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であるかどうかについて判断するため、低入札価格調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により低入札価格調査を行う場合は、最低価格入札者に対し、期限を定めて、次に掲げる書類の提出を求めるとともに、事情聴取が必要な場合は、これに協力することを求めるものとする。

- (1) 低入札調査表 (様式第1号)
- (2) 低入札価格調査用積算内訳書 (様式第2号)
- (3) 建設副産物の搬出予定の状況 (様式第3号)
- (4) 手持工事の状況 (様式第4号)
- (5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係 (様式第5号)
- (6) 手持資材の状況 (様式第6号)
- (7) 資材購入先と入札者との關係 (様式第7号)
- (8) 手持機械の状況 (様式第8号)

(9) 労務者確保の具体的な見通し (様式第 9 号)

(1 0) 技術者等の配置計画 (様式第 1 0 号)

(1 1) 安全対策の計画 (様式第 1 1 号)

(1 2) 過去に施工した公共工事等の実績 (様式第 1 2 号)

(1 3) 下請負契約の予定 (様式第 1 3 号)

(1 4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

3 市長は、必要に応じ、最低価格入札者を落札者とし、ない基準価格 (以下「失格基準価格」という。) を設けることができる。

4 前項の規定により失格基準価格を設けた場合において、当該失格基準価格を下回る入札が行われた場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該入札者については低入札価格調査を行わずに失格とするものとする。

(調査委員会の設置等)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により低入札価格調査を実施するため、低入札価格調査委員会 (以下「調査委員会」という。) を設置する。

2 調査委員会は、前条の規定により最低価格入札者から提出された書類の審査を行うほか、必要に応じて当該入札者への事情聴取、関係機関への照会等を行い、当該入札価格について調査するものとする。

3 調査委員会の委員は、次に掲げる職にある者とし、委員長は副市長をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 会計管理者

(3) 市長部局の部長及び教育部長

(4) その他委員長が必要と認める者

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

5 調査委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が必要に応じて招集する。

6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 調査委員会は、当該入札価格について調査した結果を市長に報告しなければならない。

(最低価格入札者を落札者とし、ない場合)

第 8 条 最低価格入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者とし、ないものとする。

(1) 最低価格入札者が低入札価格調査に協力しない場合又は定められた期限までに

求められた書類を提出しない場合若しくは事情聴取に応じない場合

(2) 低入札価格調査に関する提出書類を調査し、又は事情聴取を行った結果、次のいずれかに該当する場合

ア 積算内訳の算出根拠が適正でない場合

イ 見積数量が適正でない場合

ウ 材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合

エ 労務単価等の労働条件が適正でない場合

オ 技術者等の配置が適正でない場合

カ 安全対策の確保が適正でない場合

キ 建設副産物の処理が適正でない場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又は最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合

(調査結果の通知)

第9条 市長は、第7条第8項の規定により調査委員会から報告された低入札価格調査の結果について、次の各号に定めるところにより、最低価格入札者に対して通知するものとする。

(1) 最低価格入札者を落札者として決定した場合は、入札結果通知書(様式第14号)により落札者となった旨を通知する。

(2) 最低価格入札者が落札者とならなかった場合は、入札結果通知書(様式第15号)により落札者とならなかった旨を通知する。

(次順位者を落札者とする場合)

第10条 最低価格入札者が第6条第4項の規定により失格となった場合又は第8条の規定により最低価格入札者を落札者としなかったものとした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者の価格が調査基準価格を下回る価格の入札を行ったときは、第6条から前条までの規定を準用するものとする。この場合において、これらの規定中「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。

(調査結果の公表)

第11条 低入札価格調査の結果は、閲覧等の方法により公表するものとする。

(補則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 39 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 89 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 152 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年告示第 188 号）

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 35 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

低入札調査表

様

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事番号		工 事 名	
入札価格	円	担当者名	

当該価格で入札した理由

- (1) 当該価格により入札した理由について、わかりやすく記入してください。特に、工事の品質、下請契約、労務者確保の計画、安全対策等の適正確保の計画については、必ず記入してください。
- (2) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、入札した価格で施工可能な理由を具体的に記入してください。

様式第2号 (第6条関係)

低入札価格調査用積算内訳書

工事名：

工事場所：

[illegible]

- (1) 設計書の各項目に対応した項目名、数量、単位及び金額を記入してください。
- (2) 見積書など積算根拠を示すものがあれば添付してください。
- (3) 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないでください。
- (4) 備考欄には、コスト縮減を見込んでいる場合のその対策と縮減額などを記入してください。

様式第3号（第6条関係）

建設副産物の搬出予定の状況

建設副産物	数量 (m ³)	受入予定 箇所	受入 会社	受入 価格 (単価)	運搬 距離 (km)	運搬 予定者	運搬支払 予定額(単価)

※ 当該工事で発生するすべての建設副産物（コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設発生土等）について、記入してください。

様式第4号（第6条関係）

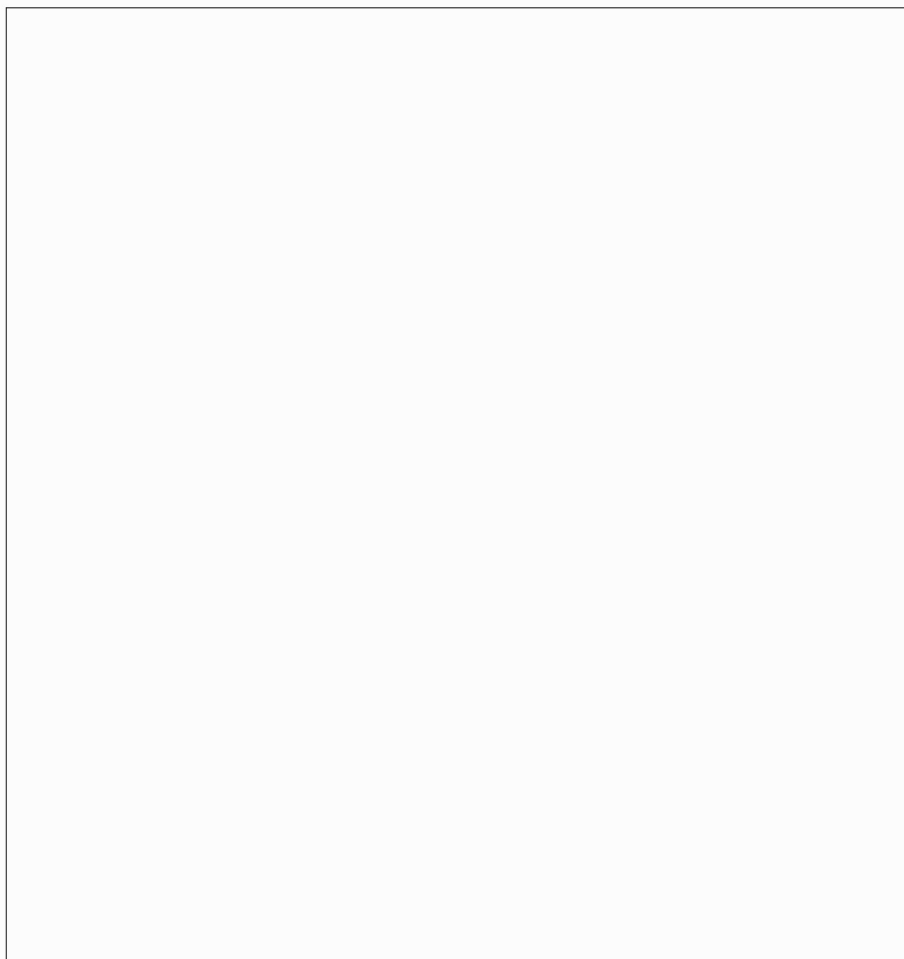
手持工事の状況

発注者	工 事 名	工事場所	工 期	金 額	主任（監理） 技術者氏名	備 考

- （１） 手持工事の契約書等の写しを添付してください。
（２） 備考欄には、元請・下請の別を記入してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係



※ 対象工事箇所と入札者の事業所・倉庫等との位置関係について、分かりやすい地図を作成してください。また、所在地名・地番等も記入してください。

様式第6号（第6条関係）

手持資材の状況

[illegible]

※ 当該工事で使用予定の資材を記入してください。

様式第7号（第6条関係）

資材購入先と入札者との関係

工 種 種 別	品 名 規 格	単 位	数 量	単価	購 入 先		
					業者名	所在地	入札者との関係
資材購入費の合計額				円			

- （１） 入札者との関係欄には、購入予定業者との関係を記入してください。
- （２） 資材購入費の合計額については、必ず記入してください。
- （３） 購入予定業者の見積書等も添付してください。

様式第 8 号（第 6 条関係）

手持機械の状況

機 械 の 名 称	規格・型式・年式等	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況

※ 当該工事で使用予定の手持機械を記入してください。

様式第9号（第6条関係）

労務者確保の具体的な見通し

（会社名）

工 種	職 種	労働単価（円／日）		員 数	備 考
		最低額	最高額		

- （１） 自社労働者及び下請労働者毎に作成してください。
- （２） 当該工事に従事予定労働者の日当り賃金について、職種毎に最高額と最低額を記入してください。なお、日当り賃金とは、職種毎の１日８時間労働に換算した賃金です。
- （３） 職種は、特殊作業員、普通作業員、とび工、法面工、ブロック工、電工、鉄筋工等の別に記入してください。
- （４） 員数の欄には、使用する労働者の延べ人数を記入してください。
- （５） 当該職種の労働者が１人の場合や全員が同額の場合は、最低額と最高額の両方に同じ金額を記入してください。

様式第10号（第6条関係）

技術者等の配置計画

区 分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号

- (1) 当該工事に配置予定の「現場代理人」、「監理技術者」又は「主任技術者」について、記入してください。
- (2) 記載の技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付してください。

様式第 1 1 号（第 6 条関係）

安全対策の計画

- 1 安全対策の確保について
- 2 使用予定の資機材について
- 3 保安要員等の確保及び配置について
- 4 その他

様式第12号（第6条関係）

過去に施工した公共工事等の実績

工 事 名	発 注 者	工 期	予定価格	落札金額	備 考

- （１） 過去３ヶ年度に元請として、施工した主に同種・同類工事の実績を記入してください。
- （２） 予定価格が公表されていない場合は、非公表と記入してください。
- （３） 備考欄には、低入札価格調査対象の有無を記入してください。

様式第 13 号（第 6 条関係）

下請負契約の予定

下請負契約の内容	会 社 名	所 在 地	予定下請金額	備 考

※ すべての下請予定業者について、記入してください。（見積書及び契約書の写し等、記載内容の根拠となるものを添付してください。）

様式第 1 4 号（第 9 条関係）

入札結果通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日に入札（開札）を執行した次の工事については、落札の決定を
保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者に決定しましたので、通知いたします。

1 工 事 名

2 入札金額 金 円

〔 契約金額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 〕

様式第15号（第9条関係）

入札結果通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日に入札（開札）を執行した次の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としなことに決定しましたので、通知いたします。

1 工 事 名

2 入札金額 金 円

3 落札者としな理由

様式第 1 号 (第 6 条関係)
様式第 2 号 (第 6 条関係)
様式第 3 号 (第 6 条関係)
様式第 4 号 (第 6 条関係)
様式第 5 号 (第 6 条関係)
様式第 6 号 (第 6 条関係)
様式第 7 号 (第 6 条関係)
様式第 8 号 (第 6 条関係)
様式第 9 号 (第 6 条関係)
様式第 1 0 号 (第 6 条関係)
様式第 1 1 号 (第 6 条関係)
様式第 1 2 号 (第 6 条関係)
様式第 1 3 号 (第 6 条関係)
様式第 1 4 号 (第 9 条関係)
様式第 1 5 号 (第 9 条関係)